

# 第 1 号議案 2023 年度事業報告

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

## 1. 概要

2022 年 2 月に始まったロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、弾薬を必要とするウクライナ政府は昨年来米国に対してクラスター爆弾の提供を求めている。これに対して米国は 5 度に渡り供与を決定したが、これはクラスター爆弾禁止条約の成立以降、同兵器の生産や輸出に自制的だった米国の政策を大きく後退させるものとして、市民社会から多くの非難の声が上がった。また、ロシア、ウクライナ双方において対人地雷の使用による犠牲者も増加している。

対人地雷全面禁止条約(オタワ条約)、クラスター爆弾禁止条約(オスロ条約)の各締約国に対して、非人道兵器の使用を禁止する国際規範が弱体化しないよう、当事国に対して断固抗議する姿勢を期待したが、各々の締約国会議においても残念ながら積極的に非難の声を上げる国は少ない。

こうした状況に鑑み、JCBL は両条約の加盟国である日本政府に対して度々提言を行ってきたが、未だ積極的な動きは見られない。

一方、2021 年 2 月に起きたクーデター以降内戦が続くミャンマーにおいても、国軍によるクラスター爆弾や地雷の使用が確認されており、犠牲者の動向を注視するとともに一日も早く国軍と民族武装勢力との抗争に終止符が打たれるよう国際社会の関心を高める必要がある。

JCBL はミャンマーの地方山間地における国内避難民や対人地雷の犠牲者に対する支援を通じて、ミャンマーの現状を訴える活動に取り組んできた。

## 2. 事業の実施に関する事項

### 1) 地雷/クラスター爆弾の禁止を実現するために、オタワ条約及びオスロ条約未参加国に対して早期参加の働きかけを行う事業

#### 計画 ICBL/CMC (地雷禁止国際キャンペーン/クラスター兵器連合) との連携キャンペーン

1. クラスター爆弾、対人地雷の使用が取りざたされているロシア、ウクライナに対して、オタワ、オスロ両条約加盟国が一体となって非難の声を上げるとともに、両国の早期条約加盟を促すよう求めていく。
2. オタワ条約加盟国でありながら再び地雷を使用しているウクライナに対して条約の遵守を求める
3. 5 月に開催される G7 首脳会合に合わせて、上述の件を各国首脳に呼びかける声明を発表する。

#### 報告

1. 2023 年 4 月の「地雷啓発の日」に合わせて、この問題を周知するプレスリリースを発表した。また、7 月には岸田総理あてに、ウクライナにクラスター爆弾を供与した米国に対して政策変更を求める書簡を提出した。
2. 2024 年 2 月に開催された参議院の外交・安全保障に関する調査会に代表理事の清水が出席し、ウクライナ地雷使用についてオタワ条約締約国である日本政府が同国に条約順守を求めるよう進言した。
3. G7 サミット開催に合わせて、G7 首脳に以下のことを求めるプレスリリースを発表した。
  - ① G7 サミット参加国が、現在も継続的に対人地雷やクラスター爆弾などの非人道兵器を使用し続けているロシア、ウクライナ、ミャンマー政府を含むあらゆる主体に対して、早急にこれらの兵器の即時使用停止とオタワ条約、オスロ条約への早期加盟を求めること
  - ② 地雷、クラスター爆弾などの非人道兵器の犠牲者が、社会生活に必要なサービス（生活支援、リハビリテーション、心理的ケアのための継続的な医療等）や権利にアクセスできるよう G7 諸国が被害者の支援に一層の関心を払い、継続的な支援メカニズムの構築に向けた資金拠出を行うこと。
  - ③ G7 の中で唯一、オタワ条約・オスロ条約に加盟していない米国に対して、一刻も早くこれらの条約に加盟するよう求めること。

## 2)ICBL/CMC 傘下の NGO と協力して地雷/クラスター爆弾対策を進める事業

### 計画

1. ICBL/CMC の NSA（非国家主体）ワーキンググループとコミュニケーションをとりながら、ミャンマー国軍と対立する民族武装組織の地雷使用を止めさせるためのアクションを推進する。
2. 今年度、韓国で開催が予定されている第3回アジアプラットフォームに参加し、朝鮮半島、ミャンマーも含め、アジア地域の課題に対する行動計画を策定する。

### 報告

1. 2023年7月にバンコクにて、ICBLのメンバー団体の一つであるノンバイオレンス・インターナショナルのスタッフと会い、ミャンマーの地方各地にいる民族組織のそれぞれの立場や地雷の使用状況について情報交換を行った。
2. 2023年度中に同会議は開催されなかったが、今年1月に韓国議会で採択された地雷除去を進める法律について韓国の地雷対策会議(KCBL)の趙代表らと意見交換を行った。
3. 米国がウクライナに対してクラスター爆弾を供与した件  
昨年来、米国はウクライナの求めに対して5度に渡りクラスター爆弾の供与に応じた。オスロ条約の規範を弱体化させるこの政策に対して、同条約の加盟国である日本政府が米国に供与の停止を申し入れることを求める要望書を提出した。

## 3)条約が定める要措置事項について、日本政府の実施状況(国際協力、犠牲者支援の実施等)をモニターして、日本政府にアドバイスすると共に ICBL に報告する事業

**計画** 日本政府が実施するウクライナ地雷除去支援について、その内容を把握するとともに、費用対効果などを検証する。

**報告** 参議院の外交・安全保障に関する調査会において、代表理事の清水が日本政府をはじめ国際社会の地雷対策支援が地雷除去に偏重している事実を伝え、犠牲者に対する支援を増やす必要性を訴えた。また、外務省の通常兵器室担当ともミーティングを持ち、同様の問題意識を伝えると共に日本政府の支援内容の改善を求めた。

## 4)アジアでの地雷サバイバー支援

**計画** 22年度12月から開始したミャンマーの現地 NGO、DKK(Dove KK)への支援を本格化する。

**報告** クラウドファンディングを行うなどして、国内避難民に対する医薬品や補助栄養食、地雷犠牲者の社会復帰につながる活動など1万ドルの支援を行うことが出来た。

この支援の実現にあたり、国軍の管理下で国際的な銀行送金が難しいことから、支援金を渡すためにタイまで行く必要があったり、ミャンマー国内にいる現地 NGO のスタッフがタイ側に出てくるために、多額の費用と時間が要するなど、悪化の一途を辿る現地情勢における支援の難しさを実感すると同時に、こうした状況だからこそ支援する意義を確認することができた。

現地の活動の様子は、現地調整員からの定期的な報告に加え、2月にはミャンマーとタイの国境の町、メーソットにて現地 NGO のメンバーらとミーティングを持ち活動の成果や課題を確認することが出来た。活動の進捗は、ニュースレターやホームページで公開した他、ラジオやテレビメディアを通じて広く伝えることができた。

## 5)クラスター爆弾への投資禁止キャンペーン

**計画** 政府年金運用機構(GPIF)の投融資がミャンマー国軍の資金につながる企業活動などに対して行われないう、人権の観点から一定の指針を出すことを求める。

また、ロシア、ウクライナ双方がクラスター爆弾を使用している実情にも鑑み、同機構がクラスター爆弾製造企業に対する投融資禁止方針を明確に打ち出すよう求める。

## 報告

参議院の辻元清美事務所で GPIF に関する対策について意見交換をし、同機構が現在も米国のクラスター爆弾の製造企業の株式を保有している現状を伝えた。また、本年 2 月に開催された参議院の外交・安全保障に関する調査会においても同様の問題提起をし、国会においても GPIF の運用方針について深い議論が必要であることを提言した。

## 6)地雷・クラスター爆弾の問題について日本国内において周知させるための各種啓発事業

計画「JCBL ニュースレター」の発行、ZOOM などのサービスを利用したオンラインセミナーや報告会の企画、プレスリリースの発表など。

## 報告

1. 情報発信：オタワ条約、オスロ条約の締約国会議の報告、ミャンマー情勢などを盛り込んだニュースレターを予定通り 2 回発行することができた。また、ロシア軍、ウクライナ軍双方が対人地雷を使用していることについて抗議のメッセージを伝えるプレスリリースを出した。また、ミャンマー情勢を継続的に伝える取り組みとして「ミャンマー・アップデート」を配信した。
2. 24 年 2 月にミャンマーの軍政が徴兵制の施行を強行することに対して、ミャンマーの市民社会の連合体「Progressive Voice」が、国連の安保理宛に徴兵制の施行を停止することを求める要請書に賛同署名をした。
3. 23 年 10 月に起きた、パレスチナの抵抗勢力ハマスによる奇襲攻撃に端を発する問題に際して、多くの民間人が犠牲になっている状況に鑑み、パレスチナ、イスラエル双方に即時停戦を求める要請書に賛同した。同要請書は現地で活動する NGO を通じて上川外務大臣にも渡された。

## 7) 講師派遣

計画要請に応じて、講師を派遣し、地雷問題、クラスター問題、そして核兵器禁止条約を含む人道的軍縮に対する関心を高めるべく、講義/講演を行い、次世代の活動の担い手を育成する。

報告山梨県内の小学校や都内の中学校、大学からの講師依頼を受け、主に代表理事の清水が講演をした。(山梨県南アルプス市若草小学校、神奈川県私立セシリア女子高校、私立三輪田学園中等部)

## 8) 組織運営

### ① 理事会/運営会議

理事会を、2023 年 5 月 13 日、9 月 9 日、12 月 26 日、2024 年 3 月 25 日の計 4 回実施した。  
運営会議を、2023 年 4 月 15 日、7 月 22 日、10 月 14 日、2024 年 2 月 11 日の計 4 回実施した。  
会員総会を 2023 年 6 月 21 日に実施した。

### ② 役員

(理 事) 清水俊弘(代表)、目加田説子(副代表)、内海句子、上沼美由紀、七條孝司、渡辺美緒貴  
(監 事) 山口誠史、廣田尚久

### ③ 会員

団体正会員： 9                    団体賛助会員： 1  
個人正会員： 65 人            個人賛助会員： 71 人 (2024 年 3 月 31 日現在)